稽古德編

十一

蓬左文庫

280
フ
1A-11

帝國圖書館藏

稽古像編卷之十二

大猷公第一

明治十九年八月點査章

公御諱家光公幼號竹千代君慶長九年七月十七日江戸城に降誕し給ふ御母淺井氏元和九年大將軍となり給ふ若君之行錄下同

一 寛永九年武州上野に先聖堂を創む羅山先生此日化の義ありし先生と見あり無かりなり林春斎同丞若三代先聖に侍る

一 同十一年六月廿日御上洛ありて叡慮内宗七月十八日と定選し之日の前日に院宣數度に及て

財團法人 日本文化會館 昭 33.7.30 和 36260

A 2G0 フ 1A-1

勅使ありけり、三代の武勇にまさりたる給ひて天下を掌にとる給ひより始て[illegible]殿の御系なりし故
[illegible]殿の天皇の御係[illegible]給ふ[illegible]と有
けれども[illegible]なりしに異変を深くつゝしみ給ふ御心いと深けれども[illegible]辞し給ふ
[illegible]なる[illegible]なる[illegible]と云[illegible]
[illegible]けり[illegible]人し[illegible]
一
寛永十三年五月世子松平陸奥守政宗逝去
右逝去の前日[illegible]使を

[illegible]給ふ時政宗頭[illegible]なりしに[illegible]
して目頭を剃り髪を結ひ衣裳を改め下
を[illegible]席を去て御前に[illegible]
念仏の上意ともあらざる仕合今生の思ひ出
[illegible]人と[illegible]感涙[illegible]
[illegible]として悔[illegible]けるに暫くして還御の時
政宗心[illegible]台[illegible]
[illegible]御涙[illegible]給ひけるとぞ[illegible]政宗
乃家業返復せし者十五人ぞ

一 同十六年八月十日御壽所より御火御天守へ
引移なり七日大雨ふる軍隊を大名に消防を
命じて消さんとせし 上意に自然の火災消へ
ぬ民心おちつきし 炎火消防の所為にて消人とも
出て或多人民自そあやまつ事なりしかも
不仁の如き唯命の持に門を堅め守る〔しと
伝聞きはけれも若人の難くを除けるとも
一 同十八年二月十日大四備中守資宗を以諸
大名及御譜本諸家系圖奉くなりして

献上仰せ付日光山御宝蔵に納る為きとなり
依て汲まれ紙に書き付る所大小名
譜本の面く改め清書し在献上或は五代
三代筆を以て献上せしもの多し 献上畢て
日光御廟所及び御宝蔵に納める三百
七卷名て寛永系圖と云
一 同十九年七月十九日 御城代の新備中守九山
の屋敷へ出る 上使中根壱岐守殿 御菓子
等 上意に老人の方素盲大俗に思召れに

休息の上心次第宅城致無き旨地

一同二十年二月廿六日品川へ御出り御殿にて公
事を問糺す事御陪臣を隔て吟味に及ぶ事
度掛りは松平信綱阿部忠秋阿部豊後守三
老並居て　公事人左右申言分有り或て子細を
訴訟或も不審をうち理を尽して裁判を
公事を決す　但組頭三人　二人番番　二人交代
にて詰る分終て御膳所上り　町奴行
神尾備前守　鈴倉石見守　生駒雅楽頭連り蹲

踞して打て不敬を申すべしと之既に御酒に
成く信綱忠秋豊後守備前守石見守此五人を
召おされ御酒をいたす　時分に組頭おすなはち
面々分の次第不審の体殊なる和なり　他出先
四度に少し相違の後有りぬ有りなれども面々
出勤の列を以て下座の輩心の出てさる和
不審なる間に腐とい（とも）理に詰りたる
無義論を申和して分明に成さる事なきと
尽くして　常なる面々不審のめく理なり　夫

事を知り証拠を取り難き事に証拠を取りて
用ゆるに成り人々の智恵既なる所に断じ難き
断りを証拠を取り難きを形式所に公事に成る
時分に人の口上を聞き是者の智恵の分際を
押計りて此者の智恵の体にて此程の位を
断じ難き者と察して不審し又彼の智恵の
程を見て是程の分届も申し成まじきと押量り
て人の智恵と云世に程ふれ越の不審をも
あらん生涯の内に明らめ且此段聞届候ときと

あらんを能く味へて不審し且裁断せば
能く〳〵ぶかやと　上意通り（明君）我形体して此義
申上げ奉り誤り申上げ奉る

一

正保四年十月　吾御記に曰梅雪の母物語の
御ものして諸人来給ふ雪を見て問ふ所に
答ふ母上是を見給へ　大雪を相具せば
来論の客なるも時計と成り面白しと雪ふりて
降るを見て来る（と）作者（曰）則八世大和守
詠の如く小舟に乗り御前に出て陸に上て

陽田川に新しく往還を造り船橋を設け
給ふ故に隅田川に初て雲花の寺の
数多人雲霞の如し毎の大小川中に充満し
笛太鼓にて囃子たる毎度あり琴三味線八八
にて小歌謡ありて酒宴乱舞なりける或は
男女お交て遊を興行すること有り思ひ〳〵の
遊山誠に中〳〵数見物之大和守殿暫く光を見て
之後橋場の渡り小塚原の原に行て
見物なるべし南無観音菩薩なり〳〵酒宴歌

謡なる事驚愛なる小陸と成る小伽藍或は
雑劇の新を投げて来る也あり能見物して之後
駒形堂まで歩行して来る小金龍山の聖天浅草
堂の東海充満して誠に賑を立る地なる小
似り駒形より舟を借り乗て龍のなりの鐘
和城に中より見る所の伽藍に成有のまま小言に
はれて上意に大和守殿も義愛思ひつゝ和様
所に楽居し遊山活計なる小改言順に民衆も
なるなり故也法度仰被出て八年ての遊興の心

あくんやと御機嫌よろしくとの

一 同十八日 浅草寺御成第之仰出されし分今日
浅草観音縁日なり未詩の学の陳なるへし
と御延引遂ける

一 同九日 去る御前ゟ林右春良親政要を演て
講釈せ

一 同十日 昨夜なを召て只今の内御講義
仰付る 上意ゟ御近習の面々御前へ
紙筆を用く

一 十日 新備中守正次大坂御城代なりしか
大病の中出来る同二日御心元なく思召早速御出
生仕へし 御医師の中ゟ名医速度との
あれ共誰ゟ限る医師なへし 岩佐又医師のう
備中守殿ゟ御呼上 上意ゟ御脈
ひさる筋馬寄大ゟ牧ひ乗申へ御礼回りし牛馬の
世の上刻ゟ戸を立る馬ゟ乗く馳上る同八日この
上刻ゟ出て来四の中なり備中守ゟ御物相

して酒の肴より抱いさま）肩衣を掛け袴を
畳く様の上に長く長く長は約歩計なる袴を
用ゆるなり故に後藤馬守に面して先に
接遇を為る次に御辞儀を賀し後藤馬守
上意の旨を述る次に正次年代して所領数万を
一度の面に亦被を渡せる様大坂の由
を約申番所を集て此て曰正次大坂御城
中に記せる職なの忠あり故数万
給る人数のよし一度面会後藤馬守に事を

正次に申渡て正次の口諸人の見聞を賞に
あり仕候に存念とも接解あるべしと
生涯も御城代仰付られ初　上意に
心掛の者と上元和元年大坂の軍に時御
用に立武勇の賞に少なくとも
正次申出の押へとして大切に要する所に
仰付るる様と生涯を心掛ると仰られて
御帰り上げられ其不肖の身に不肖の大切
御役仰付生涯の面目何ぞ忘れんや也義一

不忠の事は人間に御正次の命のあんは内に御城を
他の手へ渡せ〳〵とのの旨を御直に仰上られ
給ふに正次の未長の通に内法に付の御城を
上意なきに誰人に渡して不忠者と成るべきや
是一つ次に大御城おて 御城なる御城を職
せの悔ありと云ひ也一理有るに似たりといへ
正次の不忠に是地を以て元城を勇士の墳墓
定む城を堅め人をも多く殺し吾も城を枕とし
或は討死し或は自害も給ふ時も城を勇士の墓

所也 犯職を忘れ城中に入る軍を其取扱
軍を其なんも城郭又何の益あんに成に唯人民
生付しって犯に及ぶとも城をしくるに成
非を給ふ事と云ひ 正次の一念を色として
お城せうるし我意の振舞なり 不法の不法と
正次の所為とも書付 正意に仕
御とゝ仰て 御城書記し 我御おとも
同十日の夜成の刻に内に着く 伊豆守豊後守
仲の書付に同に遂せる所御感斜なる正次

備を御移し　御[illegible]　[illegible]の[illegible]に[illegible]
[illegible]御助の[illegible]なる人き事に思召[illegible]城中に
[illegible]仕[illegible]　中上意の趣を[illegible]
十二日夜無別[illegible]の返書大坂に[illegible]馬[illegible]
[illegible]人書[illegible]町[illegible]を會合して[illegible]
思召　上意に叶ひ御感の由なり[illegible]
人備[illegible]守の[illegible]を感し
同十八日　公[illegible]御成り御[illegible]の御[illegible]
御[illegible]　若君様[illegible]

御作法[illegible]豊後守指南[illegible]
御武法　公上意に豊後守[illegible]指南[illegible]
[illegible]の作法[illegible]
御[illegible]に御木[illegible]
[illegible]豊後守[illegible]頂戴して[illegible]
時に　若君様両の御事[illegible]
御祝[illegible]時に十歳に成[illegible]時の
事[illegible]豊後守指南[illegible]
御作法御[illegible]の由御感[illegible]豊後守作法

見て涙を流し悦ける

一 慶長四年四月廿日 公御帰国

歌のしらべ悦びしもせし兎も角も

明るしらぬのむつのなりけり

同日年別法地界時小冠八歳に成せ給ふ

一 去る寛永の中比 台徳公御他界の後に江戸

町中騒き出火ひしめける諸人目とまり

騒敷御のゝしの禁番の諸士も夜なし安寧

さりしかは火も引とく 地鎮の事もなりし

つも御三代 明君の御徳沢の重畳大なる所

と人々御仁政を感せ

一 利勝の家老早川治五兵衛 物語に利勝の養

子なる迫家黒田渦潮に異国の押を防ぎ

迫家の古しへ振威事殊に見る事なり

されとも 公方様に大敵 容巻不

測の時 ままとも恐なるまの上

代に九州の押に代る清盛に吳国の押に

人皇五十五代神功皇后三韓法延治ぬ

四宿禰を将軍として新羅に向ひ三韓の王
知をさせ給ふ武内を九州に留置られ呉國を押
させ給ふ其後の高良大明神是なり今も呉國
の押所十月に神は出雲に帰り給ふ其後
ありて八月を神帰月とぞ云ふ 語伝へ
利猶は 仮 公家御祈祷神功皇后の黒田渡
海は高良大明神なりと云ふ事と云
ける時 皇后の御方の俊成の普神功皇后の御宮
呉の孫権も矢に乗り日本へ大軍を渡す武内

九州に有る事 日本へ帰朝せ給ふ帰朝は是日本の
蒙古 文永に渡る蒙古船無事にて帰朝 日
本の船 弘安に細川八十艘の船無事にて帰朝
也 是を建治に大軍渡りより後 日本
運強き故 八月彼の大風吹て蒙古の船
悉く海中へ沈りけれども是をの
て大風を頼みなく 古先の時の中に経
文永建治に元五の兵を渡せと秀吉の朝鮮
迄渡も同事 此時朝鮮と静かに成へ

公の御を仰付るゝ御元之樣子を聞とゝけ
出を利樣ハ公方樣を通り内聞願ふ吳
公の御を仰付られるゝ處不側の上振ふ事を
今ふとり出一事を考めて思召る上ハ微ふ
御思召ハ今吳ゝより兵部殿来るとも黒田
豫州出る歟しかとも内の方ハ越之ゝ留
数出て此人所御成まし美之自然の
為て御人数を西海へ出るとも此人第ゝ
手を配ふ心掛の事なれも微ふ仰付られる

御人数ふとも無ゝ樣貴人数立人形合戦仕
事ふ出へす是又御爲之仕ゝ事を後人ふ
出て自余の所とハ格別也とゝ申されけ此事
ゝ歟ふ学の筆ふ書来るゝ出ゝ事を後人ふ
遠ひゝ〳〵とゝ申されも利樣ゝハ上樣ふ思
召ゝ事ハ御制禁仰付る思召ゝ明を以
仁許なゝ思召ゝ事ハ遠慮之上故ふ
所のゝ長崎津田ふ見ゝる屋敷ゝハ
懐中の毒地を少ゝも御ハ入なるまゝ樣ゝと

思ひ[illegible]ふ俗と石火兼[illegible]指南
しとて上日本中の人ハ絶て戦場てし[illegible]
一家のたとへなり異国の押の作[illegible]ハ日
本の養なり異国ハ日本ハ配膳の
色ふより長崎御番[illegible]ハ日本を[illegible]
上様ハ思ひ[illegible]ハ日本を[illegible]
事なり又朝鮮の報しも有と思ひ
さる[illegible]初のとし又朝鮮退治の時も木曽を
釜山浦ハ[illegible]日本勢を一番を指くあてハ

彼退治ハ[illegible]と思ひ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]御尤[illegible]極の俗なり和漢ハ
[illegible]政[illegible]ハ[illegible]の[illegible]大平ハ敵を[illegible]
[illegible]敵を[illegible]事なり[illegible]世ハ大平ハ
[illegible]天下ハ敵なし[illegible]文王の治[illegible]の
[illegible]なり　上様御[illegible]文武[illegible]
[illegible]今太平の御代[illegible]の押を指南たらは
[illegible]ハ[illegible]利[illegible]
[illegible]日本の武[illegible]

之人仕ふなくまる御撰なれども日本ハ十人とも
なき大事ハ石火矢を法掛けなきまるハ御家を
ハ国ひなきれば日本の武威を大切ハ成まる
成をとも計まも　尼て此文の内武威とあるハ御建州ハ
あ武芸之武ハも武芸なるの小名ハ
あたに義の為之　元春ハ誠ハ大名之鉄砲ハ正ま
成まるハ数家の石火矢を法掛け成れはは
日本の武威大切ハ元長法を法国ひ成れも
ケ根仕まる成誠ハ恐なるる　上様の御威
以来所ハ無く不細工張くの家職を大切ハ

する人を以君良将とも傳へハ家職とハ大小正家を
奢なく私欲なく家来百姓町人まで
貴賤を正し　安場を根ぬる事
上様の如くこつる
抜ぬひ出を大切ハ取計ひ給ハ君命之授
諸大名を中ハ黒田清隆内外能調ひ法
家なれも大切大切ハ石火矢法掛け成れ
大切の押を仕付まる事　如家の武威ハ猶
まる　ハ不細工の代ハ加義ハ要を
津押ハ長崎　如人武威面目ハ過ぎと
ハ御当家ハも加義た馬代を侍を押ハ

長崎へ一族ゆかりの上方侍と思召者共
人数を以て攻寄せ候ハ、細川へ
成られ候事ハ年と中時利勝ハ細川へ
給ひ候後指揮者事ハ
御成敗ハ討ル給ひ候時手後れ
ある所給ひ候ハ、武勇勝れ
御当家へ忠二の忠信ハ細川家計ハ
流ハ御当家滅亡疑敗時ハ一年石田沢山へ
海城の時ハ敗途中ハ石田を討へしとて

長崎へ一族ゆかりの上方侍と思召者共
人数を以て攻寄せ候ハ、細川へ
成られ候事ハ年と中時利勝ハ細川へ
給ひ候後指揮者事ハ
御成敗ハ討ル給ひ候時手後れ
ある所給ひ候ハ、武勇勝れ
御当家へ忠二の忠信ハ細川家計ハ
流ハ御当家滅亡疑敗時ハ一年石田沢山へ
海城の時ハ敗途中ハ石田を討へしとて

東照宮へ参り給ふ黒田播磨守殿神妙加護なり
給ふ　東照宮御宿へ城まで送上板
景勝御退治の時　東照宮法体仕り福島
黒田細川殿此加護ゆ馬外藤堂佐渡守殿
相極の大儀ゆ成る時石田治部殿を出来る
東照宮上意ゆ各急き出でる　中ゆ仰せ出る
黒田ハ小山へ来上ゆへと仰せ出され若き御内諸
扶ゆ出御時分　出り時分秘蔵の御馬ゆ
鞍置せ　ひきまて　ゆ　出頼細卿仕く　木ゆ馬

に乗り給ふ御人　城ゆ　東照宮御服力強く仕
黒田智謀他ゆ抜き出る福島兵城を明け
渡し　ゆ　率　旗本の秀秋右内義人数
返り忠を皆黒田智謀の人のみなり仕黒田
四千騎堂三人の人数二千騎ゆて先陣を
ゆを渡り河を渡ゆて上方ゆ十義騎へと
四千騎ゆの内第陣へ城ゆ見物ゆ
上先陣ゆて剛敵を討て勝利なり因時ゆ
前ゆ如ゆ守城なりしゆ大友を打亡し給

法を痛く崇て余が不くの城を攻落し
武威大方なりしかば九州悉く法を恐信し
家人等中に成吏子殺底根小思召入て
なしを細に尋ねて如何 東照宮の御
味方の時家老ども申し小添ては甲斐守
殿四郎の味方に越されしかば 秀吉一
応仕方小成さる 彼方へ上りけるに
水戸小若甲斐守 石田方なれば彼と一戦小
及ぶ面し我も 内府公へ思ひ寄れ也

二心なし 東照宮関ヶ原の時 水戸心底を感
なるまま 成吏小水戸を上方へ 所領をなされ
後秀小頼なるもの 成あり つれも辞
上けるに 秀吉の時水戸 今後良と 法会ひ
う 佐々 黒田 蒲生 代小なる 家老の大臣
いつも 蒲生 命を 背き 六ヶ敷事 ありて
其 和泉 肥後守 城 上 仕 有 ま 時 分 の 事 成 生
後 浪 成 小 仕 出 ま れ 肥 後 守 御 取 潰 成 れ
小 ま 成 も 限 小 成 自 分 の 慎 り 家 人 の

後小兵を動し中ごろ後水戸大納言殿と
上意の時有馬伊予守殿私家へ小閉門仰付
六月十三日小倉肥後守殿方休職仰付
付て後六月十六日御知被しかる私方
より仲中采女正殿使者を以招きて
身として家へ小ぶを入日中事無御祭祀
も忠信不仕無りなる時采女を頼て私招之
大酒を豊後へ退けりと流くて中けるる時
無元和の事を聞し有馬伊予殿帰宅被致

上達し被を結立し終て無御心懸也
誠に見神なり強く殺の器量にて自分の憤
をも忠信を深く尊ぶ代々の三要を勤
家なりとも無御仕けるなる
けれども上様御感大なる
黒田代々忠信成る人也
若國民を苦しめ申あるも田程忠信深く
も御免なるれるる事之無
告被なりと　東照宮御掟かれ山矩は

もつて預き事之能く沒後に伝へと仰せられ
稀く沒後仕けれとも國治の三称の内を以て
さる所為之後世伝り伝なく前のとく仰付
られたり

一 伊豫松山城主松平隱岐守中將大輔忠知卒民
二拾四萬石を領せり則光政卿秀行の次男
にて民郷の源なり下野守忠郷の為に弟
なり母八東照宮の御姪寛永四年之
下野守卒して嗣子なきに依て勇州會津

六十萬石を賜はり其忠紀松山城二拾萬石
を新規に下賜る十一月忠知卒せし此時内室
懷胎の由言上しけるに上意に男子なれハ
元のとおり女子なりしいなれハ跡式を遂あるへ
くまたしと仰出されけるに落胎を待て女子
なりせり拾歳にて三歳にて母遊先に於て
薨せ家断絶

一 蒲御の刻 嚴有公へ御暇御発成けるに
馬策の後少し風気念様れ百数日となりより
新に武名の

事代義の
為をなさん

吉田伯耆守遠国仕付走りより東蔵沢へ
引越し仕候段届出られ候へとも おそれ仕付
守の吉田大炮亮お利大蔵大輔幸成嫡子へ仕付走り伯耆守
子法用当方お府仕候様ト申さしかね文嫡子因
幡守宗後蔵沢より出府 東大炮亮方へ
参り木綿物を長しふ仕おて仕をも連出候
共一人参りけるあり笠を被りなるふ打通りける
取門番人然めけるも因幡守なり 百千代之丞

殺有る編笠を着ト事八日陰者ハ怪敷とて
玄関なより家老を呼出し法用是ある由被申
上候大炮殿へ申さるへ〜と有ける早速大炮亮
笠面にて出り〜おて 後日出城為へきよ〜
ト申けるも因幡守閣て父ト聞ハは若御用
おて おかとも上下若用の侍ハ先殿の此笠圖ハ
仕へきや 綿服の侍も 式仕おて おかとト申
ハ中 奴笠ハ出城の 長文伯耆守事 思召出れ
ハ小付三千石おて 百千代之丞ハ中 仕付走りハ中

故松平伊豆守信綱存命ハ後迄て来り因幡守
をもつて伊豆守ヵ悴りと申しけれとも外の者
共ハ大河内金兵衛ヵ悴りと申けるを信綱早
速御前へ罷出松平伊豆守ヵ悴ニて御座候
只今迄の如く挨拶申けると申上けるとなり
其後三萬石被下まして　五萬石ニ成し下され
大坂の御城代仰付らる　此君の此度手ひ又伯父の所領を出て武蔵と申御忠節ニ
誠ニ忠ある仁義を知る君臣ハ兵て新のをときハ人々誉りき
一　公御道智ニあらる面々常ニ事を以てあしく捨られ

起してあまなる仕そおなひ扱哉ハ好ひ哉ハんの
不足なる事なとも微妙にも御志かり成されまて
只ハ私成事虚言ハ末々迄御深く御注後遊さる
故面々一分の嗜々備なく萬事に上御日様ハ
諸大名旗本毎月上使御霊屋へ参詣仕る
なり折萬代内の事なりしに御城出後
伊豆守信綱参詣して御霊屋番の御使ハ
申けるハ温気の時分御番所ホ今日ハ参詣
の内多哉と申見え御霊屋和尚石の者老

減りゝ物と挨拶なされ候徒武家向ふし此方
筋の通り未諸の成多くなと挨拶ゝ仕候寺
ゝ向なと則此徒武家向家、速立なれ石の
通へ引き見の人と対面に減りゝ番番の出
家方へ世俗心附さる仕候寺假初の不合
なれの減りゝ未諸の多少を計りの事常
人ゝ引ゝ早業才智なり見なん計見へ向
ゝの事なれ国を背人の内徒を見ゝ事なと
と家ゝ引ゝ為まて一言の事も怪心を動ま

けるとと

一三日ゝ引けも御警跡なゝ減せら迷正性ゝ
御直の御意ゝ引ゝ又武時も御褒賞をゝ
さ迷ゝの事を能ゝ不ゝ人為之

一武時御近習衆之御役様ゝ八番時町ゝ小中
居切ゝ仕なゝ仕ゝ御仕直区成須日江
不少ゝ成ゝ引ゝ上ゝ成ゝ却て御ゝ様様
なり迷後ゝ近習衆不審ゝ御様様のゝを
見合せ向仕ゝて中居切少ゝ引ゝ上ゝ

御機嫌ハ入ッさせ申と御引上げ被遊
中是切絶ふ非ハ國ニの仕置ゆるされ居ぬ他
國ニ行まなんハ江戸の仕置はそのかはりと
なれもの母親ハ成ッて他國ニ敷立せ申す
大ハ願ケはるき事ニ

上意也

一 公御代ハ公ッておのしの人ニあり開門ハ
甘ヘ京中と組ひ毛有時ハ御思案被遊
大すハ人ニ性も事なれとも有為の事なれ
ハ御ッる科ハ有ハ若ハ成より出ハ申せんかと

公方ハ御母せんとの 上意ハて母の御咎めもなかり
しとと

一 常ニ 東照宮を御崇敬遊ハ被大方奇
ニ御ッ御ハて度ハ時ハ母を御心ハけ
ハ被毛ッて何程御機嫌ハ時ハ
東照宮の御尊ハ御ハ様ニ御顔色御
改め御ッ生ハ御敬ひ遊ハ
ら遊ハ申

一 御代始大映頭御用の後上聞ハ達ッ御の後

いつまでもいのち等をまたまたうへ御かへりの後
端をあるべき様にお何し或は未遂のらさる儀の段
の方得と御思案遊さるべき様にお願ひ申上候
是ばかりしとえ大炊頭ヶ様にかへりまへ御ろ等
有へき儀なれはこそと思召さるべき様にお思案
なし被さるけるゆえ所詮無御切へ成さるべき
為御智恵為さるべきなれは田是のめくなれば
御思為し事くなるべきなれば様にとの大炊頭存
念なるべし微小深考なりと仰せ人こまて感心

けるに公へ天下と大炊頭を御頼り遊さるべ
台徳上意の御事に成す何諸常体の人
にてはなきなれ共御用の為にはの金銀
の様りの儀の儀をあるべ時は大炊頭ヶ宿に寺四
尋見まして上意の事に成ある由を大炊頭智者
ゆへ又寺四ふ為と思案のなる人とはなるべ
陪臣の身にて様の上意なるべ冥加なる寺
四ふかと感しけるとや 此君の御代に陪臣
まてし使ひ 此君ハ学問を好給ふ故ふかき
なり寺四ハ利猶ハ家人なり

一 大炊頭殿日本橋をあとに家来を引き辻沙汰きせ事是ありはやひして雑談致す
上へ知れ申さる儀も是あるべきやと世間沙汰
致せはふてあるべし其外大炊頭のふるまひ
深き子細有りての事なるべし

一 大海大僧正ハ 當將軍様ハ先の
両御代より御理屈強く御対抗なるを
いとく御使を設しなるべし氣の詰るとやけるの
中之

一 正保二年 厳有公二の丸ハ御遊され井伊掃部
頭歩行ハ十人諸侯より拔人ふて給ふる是ハ
東照宮上意ハ無領(も)者の人よりし能人を
附しとの御撰ぶ者して能人を御附けし
老中ハ賢人と沙汰せし豊後守忠秋を
附させしなり 台德公ハ公御家臣の内酒井忠
世土井利勝ハ山忠俊を附させる是皆ハ無領
の方ハ御しして御威光の強き為め
東照宮思召なり

一 寛永九年六月廿六日讃岐守（志摩）定家合釈ニ
ハ讃岐守伝濃守 右家内猪股氏新少輔式
部少輔 右春米弟ニ御和歌所 右公ニ
評定の言上 天下の政事ハ御のゝく殿ニ合議ニ新
ハ大きなる法度公のゝ小なる法度
ハ御のゝく殿老中ニ申渡仕
けるとなり 氏の代の役人を務めしと
一 同八月廿六日 殿ニハ御和ニ於て御料理
給ふ 御の前の所民ハ寄合ひ給ひ
因 御の前の寄合ひ給ひ人数を始と
ハ 殿ハ御和ニ人数をなるべき事なり
一 九月廿日 大番頭御書院番頭 小番頭 小番頭十人
組の頭御旗本頭 殿ニハ初了の御料理ハ
席を移ハ同なり 別れの侍を御ゝ
一 十月七日 御譜代大小名及物頭諸役人不時の
御目見 毎月二三度 ハ
役人 御ハ
天下ハ
一 公三代将軍の 御 給ひ
つ 御 ハ
大 國 御
ハと有 時ハ 讃岐守 忠 御
組の頭御旗本頭殿ニハ初了の御料理ハ
席を移ハ同なり 別れの侍を御ゝ
一 十月七日 御譜代大小名及物頭諸役人不時の
御目見 毎月二三度 ハ
役人 御ハ
天下ハ
一 公三代将軍の 御 給ひ
つ 御 ハ
大 國 御
ハと有 時ハ 讃岐守 忠 御

まるせ、定法をもうけて大小名諸々共解散されて
台徳公御代界あり急変出城し将軍家
の法様規則中へ武士なれも五畿の法
候小御旗本の面々只出仕の様を守り諸々
登城様ひけるを国郡に仕なれけるハ
大おそれ恐れまし〳〵うれ我公家将軍職治
りうとと〳〵とも天下乃兵権望先をもい
寄毛〳〵滅し申〳〵但し乃矢の法小
まるせくうて法なくけれとなの外乃

上美小法大名出法遵〳〵しける所小松平陸奥寿
政宗進〳〵おて法当家の仕風を以て皆人安〳〵
為安堵の公儀を以て若和路を守もいおりた
外ていもなし政宗乃仕様〳〵路〳〵
中さんと暗る和ち〳〵中小て名国京御法度
逆出おける則仕旗本の大小名御陣所りて武備
炮銃倉庫小多〳〵〳〵仕金を御旗本へ
仕貸〳〵令あるる〳〵西の尤法遵令て大小名へ
弱〳〵りけるれ寛永十年上洛の時太政大小

任せらるべきや　勅答ありけれども固辞して
左大臣を辞し奉給ふに任ずるに依大名花
人をゆるさるる悉く大名小名縁組嫁娶礼義
沢山にて調ひらきける　此時より諸国大名
国つゝの縁組、停止ありける　此時代小大名
の娘を奥方の侍妾数多　是　去日乃局
男面し夫こゝに縁組の申上ける去月乃局
なく城て後、娘の心城、止ける絶なる家を
起し家つゝ民を絶しめ給ふ　此時まで武家

の輒婚侍妾を限り　是は法度なりしを
寛永七年九月　明正帝御即位乃時関東
より酒井忠勝御使として　来りける　是
松平信綱守信綱　共に忠勝左近衛少将
信綱侍従に任ず　同十二月御即位乃礼　後水尾
法皇崩御　天皇を強り中務に勅任ず
と　仰付られけれども　忠勝固辞して
ありけれ　せめて乃事ふたり　一級を進めて
従四位に叙せ　しなり　不本意なる諸

さて関東へ下りてくらせ侍の位の上階ふいをこ
けるに武臣少将ふ任ぜる高家御家門法華の
外ふは忠猪もうりふして徳川位上の一級又格
別の朝恩とこそ下侍る生後ハ執権の人
少将老臣は公侍従〜権柄を取ると見せれ
ハ〜て謙譲を以て公家を崇敬ましけ
る源氏乃出職も中〜源氏孔を忘れぬ使とうり
武藝を弥ふまけとけるを去程ふ用〜武芸乃心
味細ふして道〜乃百性工乃業まもをるくく

公卿殿上人の家業を弘同一侍秋風雅なる
姿まて知ましけれ孔公家も出家も聡ひて
為ふ秀ぐる人多うりき

一

御代を法つ令給ひ一時国乃面を表く
呼せ給ひ給ひ給されけおは　東照宮天ひ
御草創乃御力を以て平均ふ及ふ
台徳公も国一昔ま名侍輩ふり徳川乃
ちゝひ宮人分の根ふて寧なり条勅の御も
品川千住迄上使芸者されし事之後ふ我代ふ

及て生れなるべし天下にて今迄二代の指図に
皆〻事〻向後ともに世代大名と同き
我家業はいく法のあひもとひ家業の
起こるべき所なれば相伝はしこれ若之得ぬ
事あるべし御旗をも立給へし立所への
後三年迄絶立多は若〻しもなるべ
者〻四ひ立ものを考へしと作れば者あつて
平代せしこまり御勝手御大御御工人
平なれば右のごとくも一人〻出れば

腰物は御家に載る時　上意にをよぶく接手
身を見すし也名指をせしに御腰物を御例に
寄ら身に花腰にて腰にて合て御対立て
陪〻御元作者〻と〻めり御器量にてまし
ままも人〻感〻まりしとも

一　或時御横御紙より往来を上意拵せ　時普
請に取り大成なる材木の切を大分盗出し
持逃しを　上意にあきい盗て居る事と
の時土井大炊頭利勝公　公に城に天下長久の

後日本國の城を小過ぎ昔三列達列小船者
なりしけるなり中ごろ盗の根小ゝ付てもゝ根小
移ぬもあまりきゝ天下公のゝ小ゝ根小ゝ
の者ゝ潤を結ぶ事御代長久奉とも
ゝ中ゝれけれも甚御樣樣ゝ利
利益右繁天下ゝ城ゝいゝ繩張の定法
まつゝ類ひの事也城場郭の三ッあり郭と
いふも本城より十里余も隔て一ッ嶮地を設く
関東ゝてゝ笹根なり又場といふ本城より

三四里ゝ隔て要害を設く所謂郷の川地
を堀とすゝ故小本城の繩張ゝ構
繩をまわしといふこと内根四門
より内の根子見出る根成事なり是を御治世
小付甚徳ゝ成なり越ゝて曲輪ゝ乃番不
歳ゝ又舟小ゝ乃ゝ道より廻り
類ひ是皆公ゝ設ゝ土井ゝ皆皆ゝの見付
所小ゝすゝて也又一国の城ゝ一国を城とし一
郡の城ゝ一郡を城とする心持肝要のゝやゝ

一 林道春朝鮮人と筆談仕候ニ付只故事来歴
なとを御尋被仰聞候ニ付右の如くなる事を
筆談せんよりハ其国ニてハ何を根乃仕置ニて
国を治めやせし仁義忠信なとの條ゝ何を根
源なるやとゝ問へき如き事をこそ尋て然へきと
御意あり

一 或時碁将棊上覧遊ハされ松平若狭守是ハ先祖若狭守之
見物仕候處の旨御近侍を以て仰出されける
所若狭守御請ニ私儀碁将棊さらにしりて
存せ候ハ常ニ御見物遊ハさるへくハ碁将棊と馬とハ好之
面白くハ出来申さるゝ旨上聞ニ達し候碁将棊
終て出羽守を御前へ召させられ有識碁将棊
見物申様ニと仰出されけれハ承りて好せさる
よし碁将と馬とハ大さきの候国ニ居ても依て
河道取之く碁場ニ遊されは則御碁をもさせられ
常ニ御碁さらひ慰しやしきき旨上意あり
若狭守涙を流しかたしけなきよしニて退出候

一 板倉周防守へ二丸ニて御茶上らるニ仰出さる

之時國隆守掛物を拵数寄ゆゑ仕たりとて仕錢有
御諸と御馬を御縮を三幅第ゆゑ潤ゆ遣き一
類ゆ八式掛物御意ゆ入れて大ゆすきゆ
若御意ゆ合ゆ仕たりて大ゆ悪うゆ
ゆゆ国隆守少し苦しうゆ仕たりて御
成の長掛並けれす上意国隆守ゆ
尤ゆ御をうせける今時八若者とも不合さる
もの多くゆ上意ゆ一度御意ゆ入
けるゆなり

一御他界の後酒井濃守ゆ
ゆ仕並の儀
ゆ此今迄の通り法事執行ゆ
ゆ八ゆ日数ゆ且又日光の事御執思ゆ
日光法華義の事 又井伊掃部頭を以て天下の法仕並ゆ
此今迄の通り相守りゆ（ゆ中又保科肥後守
ゆ以一ゆ事ゆ我ゆ取立ゆ大納言ゆ仰して
諫異議ゆ申ゆ相違せゆ天命ゆ背く通ゆ中
又老中（御仕並の儀ゆ此今迄の通仕通ゆ中
甲斐庄伝蔵長俊ゆ仰付ゆる時日本の内

ゆくハ法嘉御ゝ[illegible]他人天下を取ても是は
御一分の御取なり異国日本乃地一寸
なりとも参て日本の取ハ大切のゆ
なる事ハ御ゝ仕るべき事也

一 松平右衛門守（法号角雲）参る時御使ハ有る時ハ人
御者ハ召おされ猶ゝ不如意と申ハ召とて出る間
御金三百両下さる

一 正月元旦の祝御礼の義事畢て八法老中
御ゝ頼あるハ参官の内ゝ織田右近（山城守の兄）あるとも
御覧遊ばされ御生通なるとて面白根ゝと
上意ゝ有金襴殺し面白ける所信長ゝ筋
目の方一同の御礼済ませる者ハ申ハ出て
なき日又御済ませ遊ばすとてわざと右近
様ゝ右近ゝの御礼ハ済ませ
一 諸大名御振舞ゝ被成ける義ハ
御者ハ能と御法ゝて御殺ゝ 上意ゝ
井を出て掃除ゝ毎入ハ掃ゝ 上意ゝ
一 井伊掃部頭領内ゝ大神修理殿ゝ

ある日 御儀仕るべきの 掃部頭宅撃の長
法要に上意也 掃部頭驚き 遂に御儀
けるに 実之 生時まで 掃部頭 ものさりし
となり

一 依久間将監宅へ御成り 数寄屋にて 御花抜
さる者五六十人して騒動の音 御例の
面々驚き 法明めしけるに 上意に 掃部頭
抜子 なるべき 御花抜きけるに 法明 海
河の御用 法明 なり 又加賀守宅へ御成の時

用ひて板戸明けまて 今のは用ひ 言ひてゆと
法明 板戸の ゆゆ 上 用ひも 又最初の ゆゆ
なしゆへと 上意 用ひて 用を 走 もとめ なし
けまて 河の御言 なり

一 松平陸奥守 政宗 日比 大服指 好けり 形 光 ひて
御酒盛 御 言 ひ 右服指 ひて
御 へ 知 けまて 上意 年寄 て 服 の
抜 きし も 大 なる 重 て 形 正 俗
公 仕 へ 言 俗 河 ひて 不 の 俗 を

あるべき事なれども上意に少しも
御家老に思召寄なくして独専服を賜
はるべき御盃いたすべきまゝ家中
上意之次第
流を流し　東照宮　台徳院様へ身を寄へ
御なを公を仕る儀　公者様へ何の御なをも
上意を蒙り仕るべきの儀
御盃に義しけるに武時の家の酒宴の席に
仕るに大醉して打ち右大服を賜はり
けるを御次の間にて出陣の儀申上
中身を本刀に成し中能く御前を長き御德
なつきけるに武人御傳

一
御国の後を為る中にて大勢召寄せ来る牧野
播磨守に召けるに外の所は御仮名仕
ら者播磨守一人御国を為る中にて退散
外日に御仮名仕る山百石に成仕
為る所外の者と一同に仕者ゆえ
存寄と思召れ今日無一人に仕
ゆ中　上意也

一 濃尾の境の長小寺御立寄遊ばされ候ふ袖
長船うきけるを不審ふさんを打付つる御説
遊ばされ候ふの為ふいて歩行を見ると見へ候
度く候ふ御遊ばされる御例の元右のさんを
ふまへ見り見けまた十七八ばかりの女烟草を
吸て居りける候ふ上けまて御うかがい遊
ばされ御参詣遊ばされ還御に成る河の口所
なりて後七八十日ばかりと又濃尾の長徳小寺
御寄遊ばされ候持の御説ありけまた寺を立退

ゆ中ゆ上るゆ為ゆ根の後ゆて立退ける中御説
ありけまた御例の元先日の女を長徳の後
上聞ふ達しける故立退けるとゆ上ければ後
持馬廉ふて小ゆ根の小寺ゆて御立寄遊ばされて
天下ゆ御仕置遊ばされる人数面々 上意也

一 二の丸御庭御普請仕付つる長諸大名より
色々樹木献上ありり御普請出来成せる
上意の不接路地小樹木二三本植てある所ゆ為
遊ばされゆへと木成密数ゆ小付御庭の内小も

様にきこえしとぞ　上意に清大納言殿
参上するものを木なり悪きしとて此度に様にさし
いれて此迷惑に成へくとて御自身に好き
様にされ御様の内に様にさせる

一
金魚御所に成て様にて　鶴御殿様にて　御座の
内に金魚舟に乗て御留守の長右衛門　一人
つ成立に成時御留守の長右の方を他形へ
乗りけるを鶴金魚を取けるを御所に成て鶴様にする
元目なる方を付遣けるを金魚舟の方目の悪き

方に鶴の取り様にて御所に上げ御笑を被
何の　上意も見なし

一
老臣に下界の様にもられぬ　幼長なる上
ろ伺おする事もまれしてやりけるを
様のめーと告悪に言上する時に老者に様にて
関つ事老にもあつまと能に悪成しなる人の
行跡老臣にもしに様細に成ろーのされて伺
さるなとへも山中源蔵とて御旗本番の溢
き者のあり代を上にあけ様にて

男と聞及ぶ事なれば向後ふみて張ふて入懸て
して居るを兼て申聞ありき之通りうと
御歌をけ遣む老原の郡屋けるの者ハ共
之男の子は八条の家聞居れるへとも若氣
なる事は若き者ハ世人目は浅ふの言上を
て待せ給ひつまとて切腹仕付る海換
断せ給ひし小果て浪の入懸ると
ふ事を御述懐の御歌ふ
手をつけて見ぬ事なれば武蔵の
之生かく事のまゝのいろ〳〵
右御歌を能き人の隠居する事を歎なる
とや抑光昌卿宅撰を已乃刻と定めら
御系代の格也武時久迄大和守廣之ふ不斗
御歌有けるは大和守今朝大名衆より遠慮を
得るなと聞給ふ大和守謹く　上意の通り
ふく仰渡かと申上けれは重て乃　上意ふ誰
後の何を送りしやと御歌なれは誰くとも
行くを請けるようをと申けれはまゝあるへし

と　上意の時懐中より書付を取出して内府
ふも四葉八仙の色の賜物ゆと申上げる時ふ老ふて
今ゝりと　上意也帰〳〵と久世一代の
いましめ〳〵けるゝ

一
久世大和守廣之を若君様御附遣らるゝ旨仰
付ゝ給けるゝ大和守一切御請申上る播磨
加賀守ゝゝより早速御請仕ゝと
勧めけるを同ふ受けて加賀守汝ゝ知れ
ひゝまゝとふまれ〳〵大和守ゝつゝ魂ひ者ゝと

始りけるを見とゝあ給ひてゝゝ不圖立せゝふ
をあ給御様躍抜〳〵つるふ中と老ふ竹ゝを
振りけふ御短冊ふ御筆を染ゝ給ゝまゝく
人多き人の中ふも人ハなし
人ふなれ人ゝゝなゝ
是は　東照宮ゝ御歌と知ふを拾ゝれて
大和守ふ下ゝさる是なゝまゝゝ　上意ゝて大
和守景ふ感〳〵ゝて御りゝゝ畏り申上る
細川肥後守卒〳〵て世子六花法号瑞華院殿 幼稚ふ 守綱利

して家督をうる時肥後を大きに切ふうき
ゝ老臣の内小ゝ人をかけるゝ少ゝ[illegible]れ大名
我と手をかけさせとも家臣小能き者ゝ小
あれも国を治るそうゝ枢要の場小もあれ
されも細川も数代名家ゝ家臣も亦関白
される者多ゝ秘録の内といへとも成出
あゝ[illegible]切ゝを隠て出を授けさんを
行武小[illegible]天下小渡せ[illegible]きゝとの　上意
ふく肥後の[illegible]元のゝ[illegible]給りけ[illegible]

一

松平政宗陸奥守　参勤の[illegible]御[illegible]場小於て疱瘡
ふく[illegible]を[illegible]けるを御[illegible]見の[illegible]早速没を仕
けれ[illegible]上役を[illegible]御[illegible]場小て[illegible]けるを
聞[illegible]の[illegible]ゝ[illegible]拵し[illegible]
上意也政宗[illegible]参勤[illegible]右御[illegible]
[illegible]献上仕度中間井[illegible]
[illegible]献上之[illegible]
[illegible]献[illegible]
[illegible]

一 將軍様御採幽軍繪を能仕る付法眼に仰せられ
後上意に御採幽法眼に仰せられ浮世絵師に思召
寄絵の上手成に御召されて御採れ官位仰
付られ召成に仰付られ候由

一 土井大炊頭殿後に御前向悪く定て深き思召
見に成れ給へ義仕る一門の方迄きつふ
の心あり松平に大切に成れ給ひける所に
御自身御見舞として大炊頭殿へ成れ給
ける付大炊頭殿に及ひ一類の者感激を

流しなりて御なりきて四の以成まきと
散しける大炊頭殿病に成

一 松平筑前守殿四位新に御免ひきるべしと
仰付られ候由未新御免ひきるべしと右の
御申付に御金子両拝借仕度の中
上に付に付上に達しける参勤の仰御免
成れるべしと仰付られ候由松平
未府仕るべき成の中仰付おきる

一 松平陸奥守殿東の病気の長彼の事成しも

らきこせり居ける所へ入道殿の御心見あり、
上意に背きよし宗色も思召の外能お見申る宮
心永小義生涯しはへよ　上意也生涯義
義へつてせれ政宗の子忠宗を御養子若君
されば政宗東方本腹中まし義と思召れ故日
小も自然の御見ありてもせ之の御政宗同義小
御心安く思召るる　上意也忠宗感涙を流し
ありつる　なる御ようとて

一

御上洛の義御家内以後二條へ還御被遊れ

上意小代り御將軍家家内の義龍顏を長つと拜
せ遊れ申聞召れけるを付能拜見拜遊つる
思召けるを御家へ御お拜されて御感光強く
自然小御殺の御心添へおける故拜見遊さ
さるる　天盃御所數の義も御子ふるけ申
なり　御當屋小て御ぬきて御殺きも拜れまきなれ
帝王の御威光をかまし拜れ人とも御心ふとを義
感しまする

一

躍り御も戯遊され毎日上覽の事小
若君様御誕生の砌御解意拜ふ身けける

御側の流久と雖り御後拵被仰付候御用ゆえ
拵被仰付候ハヽ御拵ハ仕ル不上意ハ
今迄ハ六振の後上意ハ仕ル者ハ仕ル
もはや　若君様御誕生拵被仰付候ハヽ若君
成後御後成ハ百数の上意之為
御拵ハ御例流ハ拵ハ兼御紀界まて
終ハ上後拵被仰付
一　寅永十六七年の比迄朝鮮の男女を首とハ
拵ハ者を強ハ朝鮮へ戻し遣被仰付ハ

朝鮮五六條慰を奪ハ思ひ　若君様御誕生の
祝使ハ有て日光山　東照宮をうやまひまつりて
祭供を祖ハ祭文を自ら書て　東照宮を祭り
奉り種地菊を献しける
一　若君様御誕生の翌年年ハ三月御旗本後
仕人ハ始て　吉宗ハ仕ル　授ハ六年ハ国病ハ
若君様御誕生ハ有定く御殿ハ好領なハ
思ハ思ハ者ハ　又ハ自なる御用ハ
取ハ登城しけり　ハは御頭痛ハて御休

若を遊されなくしてはまた我領分に[illegible]
なりまけるに旗本の者とも困窮し果し
明るふも自然のこの有時品川辺に[illegible]
まき根ふ国及まくりたる根ふてハ我ふい国と
成申さと思ふそとの　上意ふて御演を得れ
けまて仕の者我有こまきまうふて頭を下ふ
及ふに御演御者を御[illegible]けり諸人涙のめく
十年以前　台徳公　御逝去百名百姓の暮数
を仕給つる上旗本中　一国の御加増なされ
御演我れ御借まて叶ひけるふ近年上流ハ
なし旗本の諸人困窮しこふふ更ふなる
なりと上ふも不審ふ思召し思は諸人者る
根ふ上国達しけまて国ハ有けるとそ叶
上意ふ思召さるこ御詰延引せしこも酒井讃岐
守御前の思召　上意の趣根ふ承りつる人度く
の法敷ひま国の為て　上の御国ふ立て御陣
御上流の時人より史をうて新人とハ存まて
今日ハ御番さく新り兼るこ[illegible]粗聞し

及ぶ事なれば御敗北なりしてはなし借形
面しとの類ひを生ず沙汰仕ると見へ候向
後御敗北有まじ面し取繕ひ申ス未だ
諸番人逃亡と合せ候しとて御簾則下ル
けり生後諸侯守ヒ付ケ申諸人困窮を活
事を畢竟非ス御代なり我國の後
沙汰ハ八万事御略ス候しとも生後諸
格式起るなり人心増人と思ふ心より一色の武
器も下寧小格ふ巻る事なれとも

へくさる志ヲ為具迄ハ出ス是乱世小貧て
さる故自然費多次第小着焉多所て
軍役持人の外小昔と八家内一陪小なる史
貧窮是非も有ま我國ハ思の外なる
得分あ事とも切詰る切所の外小取繕なる武
小身取繕ふ名称する旗本面し上へ欲ス
外小出人ハ出ヒなる去程小子孫親小あまゆる
めく成ス故借ひ事金とも多ス小ハ
昔小ハ出ス成ス人も十ヒ人ハ思ひて放埒

なり此度も御吟味有ましく人多きの程諸色
高直なるは是又末々迄代々定りたる事也
此では諸旗本抔迄根そて是へけれは仰云
上ヶ申へしとあるへし此時拙御番人 組頭と云
事有て御前に於て御番此御代に御来けるとて
其時見識せし老人の物語也

此話は大諸侯も多く凌
窮て少なるへきかとの
思召天下取の御心持自然と弁しける事也太閤秀吉かとし御同也
秀吉朝夕おもて時も大時分に振舞をのれ遊山に遊ひ居る事又も
乞食非人に悉くまきくれられしと也又金銀を金沢山なまる時も
家挿ひとて取ねし泳山に諸大名なとに配分をしたる也又諸人功ある者へ
加増一ヶ國又二ヶ國給へる事は落入少くなりし申し事とて実見せし者
ありけるも秀吉申されしは我も天下を取れとも大名に出きとても

一

皆我国なり落入なし、毎日諸大名より一飯を差出て添むるや
といはれしとぞ 公の思召しかくのことくゆへに此治世とも

常憲公御名を徳川の徳と松平の松とを取り
徳松君と付られし事とゆへ 上意にて御幼童
よりいとし殊に御見え成させ給ふ式時上意に徳松ハ
知りたる事をも知らぬ体に振舞へし 利發なるを
なま竹代に思まれ 今も 厳有公也 附れ名として 今
抱の如き事を能は利口なる事を巻も甲く
難きは返て後に不調法なりと厳敷いさめ給ひ
されし平生右取り忘て常々申聞せけり

御書物奉行ハ御歩行の者なり　御書の能
もの是なる時ハ組頭を御前へ呼し歩目付
中付へしなり　上意にて又ハ御前ハ
御褒賞下さるけるとなり且又御書物ハ元
御ハ御ハ拾れけるなり百姓を村切ハ
一人ハ長運ハ外の御供の流ハ是なし
九郎ハて一町と二町と御ハ拾れけるを
品ハ百姓ハ御褒賞をなるとも
一　起して法名ハ付ハ付

嫌ひなり土井大炊頭利勝大老ハて一生侍医
稲葉丹後守老中ハて一生法名ハ
守ハ　後光明院御即位の長上役
ハ任官ハ長松平伊豆守侍医任官を分ハ部
豊後守同ハ馬守御他界ハて也ハて
ハる

一　大家なる御国の長ハ御三家又ハ井伊掃部頭
保科肥後守松平ハ信守ハ信州ハらるとも
且又　水戸殿ハ一年ハり文ハ信付

一 られ候は　東照宮御遺言乃中にも
御啓の儀式時ニ當るハ此分者ハ子孫ながら
多戯(歟)のまねする新頭毛あり外の外上手
にて其外多戯(歟)の根ニ候者御啓ニ接され候加し
のやうにやし上ける所　上意ニ多戯(歟)乃まねせん
よりハ小寺乃年寄家乃まねいたし出て能立
彌其のよし仰なり此後小寺検校も平家の
名人也

一 御鷹乃節拾家の並乃大名衆鶴拾領の並

成敗有老中近内證ニ而上聞ニ達しける所
思召叶はせ御鷹の白鳥下さる

一 公方御門番所通り接されけるに御堀に鴨居
けるを御打接され候とて御番所の鉄炮遣し
候へと上意ありけれ共上にハ此おそれ有御国ニ
立申さす候ハ申御意なされ御止て接されける
然ル殺生乃御鉄炮もあり候へとも御番所の
鉄炮上意のことあるを後御取寄遣し毛なし
候ことし諸番所へ心付ありけるとなん

一御通習の所閉門仰付られけるに依外の傍輩
所へ申しけるに引込絶立ゆえ御機嫌
御振舞何度申しける共しかるべき
越度にも申しけれども毎日出仕申し
申出て幾度見舞けるに先閉門御免絶
ゆえ以後外の御通習所へ仰付られ閉門
者へ仲間より出て見舞ける者もあるも自
然と尋ね振ふて取りは上と　上意通右に合ける
形最前の通毎日出仕申し幾度見舞ける

取り委細上聞に達しけれども先方八ケ様の
儀なれば御手当御尋被遊ける付中上
けるは閉門仰付ける者に以通習絶立
なるに出て見舞ける所御法度に成
しかるに上方の閉門被
免ゆえ御機嫌伺ひ閉門の者
方より申遣さるゆえ上方より機嫌の様子
申遣しゆえ能の小川兩度見舞ける
なりとの　上意や

一 寛永中青山伯耆守 公御不澤の色なり
過塞ふと終ふむかしくなりけり 生子因幡守
宗俊大番ふと二ふ石を領せ小正保元年
御不へ召されし方父伯耆守忠晴の事思召
忘れ沒の事伯耆守我小仕へしかく
代代蒙ふなりふまつへしと仰せ信州小
諸の城を小仰られ四萬石下さる山名伯耆
守中納言よりの 上意ふと御流を復されけり

一 世上盜人多くあるふなりふてうあらるる折
節強盜の棟梁也とて一人召捕来る生名を大
草履組と申ふりて生名を御穿鑿ありい
ふ類の盜人は皆草履の緒をふくく仕るを
お圖定むるを白狀致ふ付て山中忠上なり
けれす 上意ふ小草履組といふ盜人ふ
大と名付ふ小ふ為也 弱ふ根ふと仕るふ付
盜人を拷問けれす案の如く小草履組と
なりあり常の草履より ちひさく拵へ
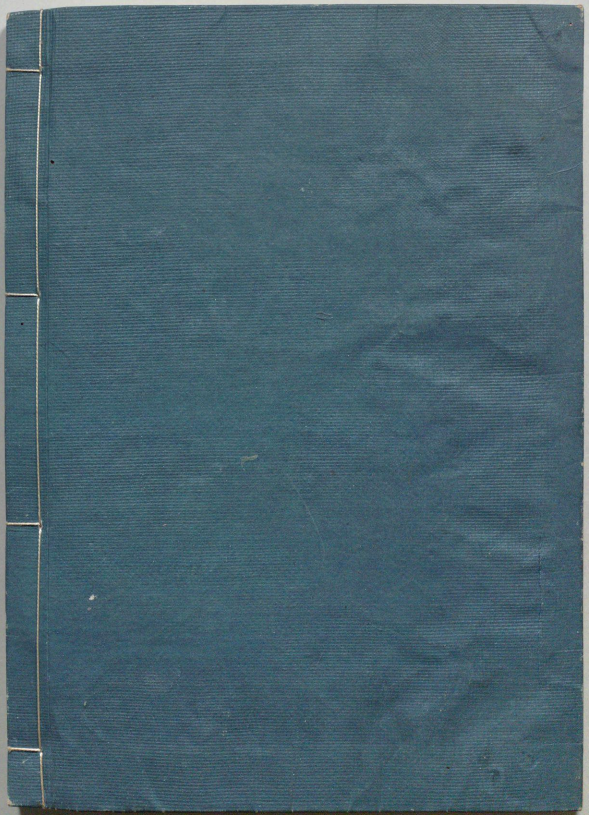
其の輝ふ作りなし是を去圍、殺せ盜賊を
二組とに殘し仕りけれける実ふ元亀の及きる
御寄恵と生出人く感しまりける扇又盜人
なるあ取し内ふ同類数多ありといふ盜人一
人より盜人を同類等ん為ふ斬罪ふ及ひ軍
会ヶ付亦けるふ或時上意ふ同類多き盜人い
成敗しけるとし作出さる去平伊左守伝説ヶ
上ふ彼盜人の同類一人あ彼ヶ手入為いき助け
亦し中人手まて上意ふ早速成敗せ人し名根
の輝き罪人もおし早く殺せ殘りの同類是ふ
忘れて日比の恩ヶを忘るへし盜を出る物や
故根ふ根を絶し諸誠して人殺せ人を
人を殺せは皆仏同ヶ也但し根を乃て殺せと
いふ又別の説と作おさま則死罪ふ行れ
けれもせ後盜人もなりけ法